

秋田県告示第150号

秋田県北部老人福祉総合エリア条例（平成17年秋田県条例第63号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 コミュニティセンター

(1) 施設利用料

区 分		利 用 料 金 の 額
会議室		1時間につき 1,340円
研修室		1時間につき 1,540円
視聴覚室		1時間につき 1,540円
多目的ホール		1時間につき 2,570円
茶室		1時間につき 890円
文芸室		1時間につき 1,340円
陶芸室		1時間につき 1,540円
木工室		1時間につき 1,540円
料理室		1時間につき 1,540円
宿泊室	幼児	1人1泊につき 1,130円
	小学校児童	1人1泊につき 2,260円
	一般	1人1泊につき 3,090円

備考

- この表に掲げる施設（宿泊室を除く。）の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- この表に掲げる施設（宿泊室を除く。）の使用において、使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。
- この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(2) 設備使用料

区 分	利用料金の額（一式1回につき）
スライド用映写機	600円
オーバーヘッドプロジェクター	600円
プロジェクター	600円
ビデオテープレコーダー	600円

(3) 休憩使用料

区 分		利 用 料 金 の 額
小学校児童		1人1回につき 310円
一般		1人1回につき 620円
回数券 (6回券)	小学校児童	1,500円
	一般	3,000円

2 屋内運動広場及びテニスコート

区 分	利用料金の額
屋内運動広場	1面1時間につき 520円
テニスコート	1面1時間につき 360円

備考 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。